

文京区監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、工事監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和7年3月28日

文京区監査委員	渡部敏明
同	松本理恵子
同	山本一仁

工事監査結果報告書

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）、工事監査実施標準（平成17年4月監査委員決定）及び令和6年度文京区監査基本計画の規定により、令和6年度工事監査を実施した。

2 監査の対象及び監査対象部署

工事監査実施標準（別紙）に基づき、次の2件を監査の対象とした。

（1） 建築部門

（仮称）文京区児童相談所建設工事

（仮称）文京区児童相談所建設機械設備工事

（仮称）文京区児童相談所建設電気設備その他工事

＜事業主管課 子ども家庭部児童相談所開設準備室＞

＜工事実施課 施設管理部整備技術課＞

（2） 土木部門

公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）

＜土木部みどり公園課＞

3 監査の実施期間

令和6年8月30日から令和7年1月15日まで

（1） 技術士による工事技術調査

ア 令和6年11月6日（建築部門）

イ 令和6年11月13日（土木部門）

（2） 監査委員による監査対象部署への事情聴取及び実地監査

ア 令和7年1月7日（建築部門）

イ 令和7年1月15日（土木部門）

4 監査の着眼点

別表「工事監査の着眼点」に基づき、対象工事における計画、設計、積算、施工、維持管理及び工務（契約、事務処理）について、主に技術面から工事が適正に行われているかという観点を主眼として、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

5 監査の実施内容

公益社団法人大阪技術振興協会に委託した工事技術調査結果等を参考に、関係者に対する事情聴取及び現地監査を実施した。

6 監査の結果

（1） （仮称）文京区児童相談所建設工事

（仮称）文京区児童相談所建設機械設備工事

（仮称）文京区児童相談所建設電気設備その他工事

ア 工事の概要

平成 28 年の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となったことから、地域の特性をいかし強化された相談体制を整えるため、本区において、児童相談所を開設することとした。本工事は、これに伴い、建設工事等を行ったものである。

(ア) （仮称）文京区児童相談所建設工事

当初契約金額	1,408,000,000 円（消費税込み）
契約変更金額	1,466,894,000 円（58,894,000 円増額）
当 初 工 期	令和 4 年 6 月 22 日～令和 6 年 5 月 17 日
受 注 者	松下・上之原・イスズ建設共同企業体
工 事 概 要	仮設工事、土工事、地業工事、躯体工事、内外装工事、外構植栽工事、昇降機設備工事、既存基礎撤去工事 契約変更内容 ・ 労務単価の特例措置による契約金額の変更 ・ 家屋調査対象の追加 ・ 工事中の埋蔵文化財調査に伴うがれき処分、地盤改良等によるもの ・ 既存杭の支障によりケーシング交換、コンクリートガラ処分によるもの ・ インフレスライド条項による契約金額の変更 ・ 発生土処分地変更によるもの ・ 建具等の変更等によるもの ・ 防災備蓄倉庫の追加によるもの
工 事 場 所	文京区小石川三丁目 14 番 7 号
工 事 進 捗 率	100%

(イ) （仮称）文京区児童相談所建設機械設備工事

当初契約金額	303,600,000 円（消費税込み）
契約変更金額	328,372,000 円（24,772,000 円増額）
当 初 工 期	令和 4 年 6 月 22 日～令和 6 年 5 月 17 日
受 注 者	酒井・高橋・にがた建設共同企業体
工 事 概 要	空気調和設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、給水設備工事、給湯設備工事、排水通気設備工事、衛生器具設備工事、消火設備工事、都市ガス設備工事、厨房機器設備工事 契約変更内容 ・ 労務単価の特例措置による契約金額の変更 ・ インフレスライド条項による契約金額の変更 ・ 選定機器変更に伴うもの ・ 防災備蓄倉庫の追加によるもの
工 事 場 所	文京区小石川三丁目 14 番 7 号
工 事 進 捗 率	100%

(ウ) (仮称) 文京区児童相談所建設電気設備その他工事

当初契約金額	363,000,000 円 (消費税込み)
契約変更金額	379,830,000 円 (16,830,000 円増額)
当 初 工 期	令和 4 年 6 月 22 日～令和 6 年 5 月 17 日
受 注 者	太平・栄光・小嶋建設共同企業体
工 事 概 要	児童相談所建設に伴う電気設備工事一式 契約変更内容 ・インフレスライド条項による契約金額の変更 ・選定機器変更に伴うもの ・運営職員配置変更及び人数変更に伴うもの
工 事 場 所	文京区小石川三丁目 14 番 7 号
工 事 進 捗 率	100%

イ 監査結果

本工事の計画、設計、積算、施工、維持管理及び工務について調査した結果、過大な設計や積算、不適切な施工等は認められず、おおむね妥当な執行である。

(ア) 計画について

本工事の計画敷地周辺は、寺院や史跡が多い低層の住宅地である。周辺地域への周知に関して、平成 28 年に児童相談所建設のために当該敷地を国から購入した後、平成 29 年 3 月に説明会を開催し、その後も既存の旧国家公務員官舎解体工事着手前の段階、当該工事着手前の段階等で、周辺地域への説明を適切に実施していた。

(イ) 設計について

a 施設的设计

施設の機能性、経済性及び自然環境に配慮した設計となっていた。また、材料の安全性、バリアフリー対応、省エネルギー、地域住民及び利用者への配慮、維持管理の容易性、災害対策等に配慮した内容となっており適切である。

b 法令等への適合

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をはじめ関連法規及び各種設計基準にのっとり適切に設計されていた。

(ウ) 積算について

積算は、公的な積算資料に基づいて実施しており、単価も各種単価、各業者の見積りを比較している。設計者が積算数量を作成し、その数量を基に区が営繕積算システム RIBC（以下「RIBC」という。）を使って内訳書に仕上げていた。RIBC に単価のないものは、3 者見積りを原則としていたが、電気時計などで 2 者見積りのものがあった。

(エ) 施工について

a 施工

各工事とも事前に施工計画書を作成し、各業種連携の下、設計図書に忠実に施工を行っていた。安全管理については、施工者が適正に管理していた。工事中に前面道路での物損事故等で 5 件の事故があったが、その都度指示書

を出し、再発防止に努めていた。工事工程については、躯体工事等で工期遅延が発生した時期があったが、工事終盤に音の出ない作業を夜間工事に対応するなどの対応により工期が厳守されていた。

施工状況は、屋内屋外とも全般的に良好であった。

なお、3階屋外多目的スペースの雨水排水溝部分に、幅 45 センチ、高さ 15 センチ程度の隙間があり、児童が通り抜ける可能性がある。当該屋外多目的スペースを開放する際は、職員が立ち会う前提であり、許可なく日常的に開放されている場所ではないことが確認できた。

b 施工管理

周辺への環境対策として、低騒音低振動・低公害型機器の使用を厳守していた。入荷する資材については、材料受入時の目視検査及び製品検査証明書を確認することで適切に行われていた。

工事監理は、工事監理者への委託により、重点監理方式で行われた。工事監理総合定例会議は週に 1 回実施し、議事録が作成されていた。当該定例会議の書類について、工事期間中に部署の上長による決裁はなかった。

(オ) 維持管理について

工事監理者により当該施設に関する長期修繕計画案が作成されていた。

(カ) 工務について

工事契約は、工事請負契約書に物価変動に伴うスライド条項があり、建築工事、機械設備工事、電気設備その他工事ともに適用されていた。契約関連書類は整理・保存され、契約に関する手続は適切に執行されていた。

ウ 意見

- (ア) 3階屋外多目的スペースの雨水排水溝部分の隙間について、当該スペースを開放する場合は、職員が隙間の前に立つことで、子どもがスペースの外に出ることを防ぐということであったが、子どもの予想し難い行動に備えるためにも、物理的に隙間の高さを縮小する方策を講じられたい。
- (イ) 火災発生等の際の避難経路について、3階からは階段で2階へ降りてそこから北側にある避難滑り台や屋外階段で1階へ避難することになる。また、火災等の状況により3階から2階へ階段で降りられない場合は、直接1階へ西側にある緩降機を使って避難することになる。緩降機は、ふだんは格納されており、避難時の迅速な操作を習得するためにも、施設の避難訓練等で定期的に使用されたい。加えて、施設の消防計画に基づく消火、通報、避難誘導等の訓練を適切に実施することを望む。

(2) 公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）

ア 工事の概要

本工事は、区立公園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」（平成 24 年 3 月）に基づき、平成 25 年度から順次実施している区民参加による計画的な公園再整備工事の一つである。

当初契約金額	227,480,000 円（消費税込み）
契約変更金額	240,851,600 円（13,371,600 円増額）
工 期	令和 5 年 3 月 2 日～令和 6 年 3 月 1 日
受 注 者	株式会社日比谷アメニス
工 事 概 要	公園施設等撤去工、伐採工、敷地造成工、剪定・植栽工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、遊戯施設整備工、施設改修工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立整備工、道路付帯工事工、仮設工
工 事 場 所	文京区千石四丁目 23 番
工事進捗率	100%

イ 監査結果

本工事の計画、設計、積算、施工、維持管理及び工務について調査した結果、過大な設計や積算、不適切な施工等は認められず、おおむね妥当な執行である。

(ア) 計画について

本工事は、文京区公園再整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、都市部における貴重な樹木の保全、歴史・文化的な視点等からの公園景観の創出等を目的としている。現地調査及びアンケート調査、地域住民との意見交換会を経て、住民の意向を踏まえた個別の基本計画が作成されていることを確認した。

(イ) 設計について

a 調査

具体的には、施設、樹木診断、利用状況及び歴史性の現地調査を実施し、近隣住民アンケート調査に基づき作成した基本計画(案)をたたき台として、コロナ禍を挟む令和 2 年 7 月から令和 4 年 2 月まで 4 回の地域住民との意見交換会を実施している。

b 基本計画

意見交換会の意向を踏まえたゾーニング（広場、遊び、健康、休憩）と、それぞれゾーン内に設置する遊具、施設の選定を行っている。出入口、トイレ及び遊歩道のバリアフリー化への配慮、フェンスのセットバックにより公園周辺の歩道にゆとりを持たせたこと、防災井戸を設置して、震災時の断水時にも簡易水洗トイレを使用可能にしたことなど、特筆すべき事項であり、基本計画と住民の意見等を融合させた適正な計画である。

c 基本計画に基づく実施設計

設計業務計画書に従い、必要な資格者を配置し、最新基準等を用いて設計が行われ、仕様書等に準拠したおおむね適正な成果品となっている。ただし、設計条件として風速、地震力、降雨量、積雪量等が明示されていなかったことに関しては、今後その必要性について精査されたい。

(ウ) 積算について

a 積算基準

積算は、実績のある市販のソフトを使用している。積算基準は東京都建設

局のものを使用し、積算時の最新版単価を使用しており、適正である。建設物価や積算資料に掲載されていないものは、原則として3者から見積りを取り、平均値を採用している。1者のみの見積りの場合は、0.9倍に低減しており、適正な対応である。

b 積算時の確認体制

積算時のチェック体制は、積算担当者とは別に照査担当者を任命し、ダブルチェックをしており、適正なチェック体制である。

(エ) 施工について

a 施工

関係機関に提出すべき届出は期日内に実施しており、建設退職金共済制度への加入、災害防止協議会等も適正に整備されている。施工計画書に記載すべき大項目及び必要事項は全て網羅されていた。設計図と現地状況との整合については、高木周りにサークルベンチ等を設置するに当たり、地中の根の位置、水道管等の配置によりベンチの基礎位置等の変更を行っているが、協議により適正に処理されている。

b 施工管理

工程管理は適切に行われ、遅滞なく工期内に完了した。品質管理、出来形管理・写真管理及び環境管理も適正に実施されていた。安全活動、安全パトロール等が適正に実施されていたが、高木のせん定中に、軽傷ではあるが労働災害が1件発生した。事故直後の対応及び再発防止対策については、適切に実施されていた。

c 働き方改革

文京区の土木工事では、現時点で週休2日制を導入しておらず、本工事においても対象工事ではない。働き方改革は社会的命題であるから、早期の適用を期待する。

(オ) 維持管理について

多くの地域住民が利用する公園においては、施設の安全性及び公園内の快適性を維持することが重要である。施設の点検、清掃、樹木せん定、夜間巡視等は委託にて実施しており、適正である。

(カ) 工務について

今回の工事は、専門的なノウハウが必要な植栽等の工事であり、制限付き一般競争入札で行われた。入札参加資格業者の設定、適正な見積期間の確保、議決を経た契約手続、契約書、履行保証、前払金については、適正であることを確認した。また、2回の設計変更が行われ、1回目は着工後の調査で判明した既存キャッチボール場鉄骨の劣化に対する塗装工追加、2回目は地中障害物の処理等であり、やむを得ない内容であった。協議状況、内容、金額とも適正である。

ウ 意見

(ア) 今回のトイレは、工場製品を現地で組み立てるRCユニットトイレを前提に設計されている。その建設費は工事費の内訳として多額になることから、現地で製作するトイレとの比較検討の結果と、複数のRCユニットトイレメーカーの製品の比較検討の結果を記録として残されたい。

(イ) 設計報告書にはRCユニットトイレに関する構造計算書が添付されておら

ず、メーカーの構造証明書のみが添付されている。完了検査時点において、建築確認を所管する行政機関から構造計算書の提出を求められることから、受託者に実施設計の成果物として提出を求められたい。

- (ウ) 遊具やトイレの地盤支持力は、設置する遊具やトイレの形状や規模によって決まってくるものである。公園再整備工事の施工に当たり、施工業者は構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じなければならないとしている。このことから、必要となる地盤支持力について、施工する上で基となる設計図書に盛り込むことについて検討されたい。
- (エ) 実地監査の時、キャッチボール場では、高学年のバスケットボールの3 on 3、低学年のサッカー、親子でのキャッチボールが混在して行われていた。キャッチボール場の利用はマナーによる自主管理に委ねられているが、児童・生徒が運動していたスピードはかなり速く、動線が交わるおそれがある。事故防止の観点から、キャッチボール場の利用について工夫されたい。
- (オ) 公園に新たに設置された健康遊具は、ストレッチや軽い運動など、体を鍛えることや健康づくりを目的とした大人用の遊具である。説明書きがそれぞれの遊具に付いているが、どう使っているのか分からないこともあると感じる。健康増進の観点からも、例えば、QRコードを読み取り、動画で操作説明が見られるようにするなど、利用促進に向けた工夫をされたい。

(別紙)

工 事 監 査 実 施 標 準

平成 1 7 年 4 月 2 5 日 委員決定

1 土木工事関係

- (1) 工事費が 5 千万円以上の工事
- (2) 特色のある工事

2 公園工事関係

- (1) 工事費が 5 千万円以上の工事
- (2) 比較的大規模な改良工事

3 建設工事等（設備工事を含む）関係

- (1) 新規の建設工事
- (2) 工事費が 5 千万円以上の改修工事
- (3) 特色のある工事

(別表)

工 事 監 査 の 着 眼 点

分野	項 目	着 眼 点
1 計 画	(1) 工事の実施計画	① 事前の調査及び研究は、十分行われているか ② 施設の目的に照らして、計画の規模が過大となっていないか ③ 施工目的を達成する合理的・効率的な工法となっているか ④ 工事の規模、難易度等から判断して、工期が適切に設定されているか ⑤ 全体計画又は関連工事との連絡調整は、適切に行われているか ⑥ 将来の施設・設備設置計画を配慮した内容になっているか
2 設 計	(1) 施設の設計・積算	① 設計・積算は、合理的・経済的に行われているか ② 工事に関わる調査、設計等の委託は適切か ③ 施設の機能が確保できる構造及び材料の使用となっているか ④ 新技術・工法の検討が十分になされた設計となっているか ⑤ 事前調査が適切になされているか ⑥ 現場の条件に適合した設計となっているか ⑦ 標準設計図の正確な適用がなされているか ⑧ 維持管理の容易性・経済性を検討したものとなっているか ⑨ 施工中及びしゅん工後の維持管理において、安全が確保されているか ⑩ 設計・積算を確認する事務体制は、効果的に機能しているか ⑪ 資源の有効かつ効率的利用が図られているか
	(2) 設計図書の表示	① 設計図書に設計意図が十分に表現されているか ② 設計図書の表現に誤りがないか ③ 設計図と仕様書との間に矛盾はないか
	(3) 法令、技術基準	① 準拠すべき法律、条例、規則等に違反している部分はないか ② 関係する技術基準及び指導指針を正しく理解した設計となっているか

3 積算	(1) 積算基準	① 積算基準の内容に矛盾はないか ② 積算基準の改正が適正になされ、十分に周知されているか ③ 積算基準の適用が適正に行われているか ④ 単価・歩掛りは妥当か
	(2) 積算における不合理、違算	① 積算基準に基づいた正しい積算となっているか（特に、間接工事費及び諸経費類について） ② 工法及び器材の選定が合理的・経済的に行われているか ③ 数量算定及び単価・歩掛りの適用に誤りがないか ④ 見積りによる積算において、その検討が適正になされているか ⑤ 一式計上としている項目の内容は、適正なものとなっているか
4 施工	(1) 施工	① 施工に不良な部分は見受けられないか ② 出来高不足はないか ③ 契約図書に示した指定工法は守られているか ④ 工程管理、品質管理、安全管理等が適切に行われているか ⑤ 施工段階ごとの必要な立会い、確認、承諾及び検査が適正に履行されているか ⑥ 設計が現場の実態に適合しない場合の処置は、適時・適切に行われているか
	(2) 施工管理	① 工事記録（工程表、日誌、写真等）は整備されているか ② 使用材料の品質及び器械類の性能確認は、適正に行われているか ③ 必要な承諾図の提出がなされているか ④ 発生材の処理は、適正になされているか ⑤ 中間検査及びしゅん工検査は、適正に行われているか
5 維持管理	(1) 維持管理	① 施設及び設備機器の維持管理は、適切に行われているか
6 工務	(1) 工事契約	① 工事実施前の処置（許認可事務等）は、適正に行われているか ② 契約関係書類が整備されているか ③ 契約方法は適正か ④ 施工業者の選定が工事内容に適合しているか ⑤ 契約内容が起工意図に適合しているか
	(2) 工事の事務処理	① 現場の状況又は条件変更に伴う設計変更は、適切かつ迅速に行われているか ② 維持管理要領書が整備されているか、また、その内容は適正か ③ 管理部門への引継ぎ等の事務処理が遅滞なく適正になされているか